消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和２年５月 18 日

食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第４条第６項の規定により準用することとされた同条第２項の規定に基づき、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

１．諮問内容
食品表示基準の一部改正

２．諮問に至った経緯
（１）「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、消費者の誤認防止の観点から、「合成保存料」、「人工甘味料」等に用いられる「人工」及び「合成」の文言を削除する必要があるため、第３条第１項の表などを改正します。
（２）食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第６条第２号の運用を全国的に統一する観点から、有毒部位の除去という処理により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類等を通知（ふぐの衛生確保について（昭和 58 年環乳第 59 号厚生省環境衛生局長通知））で定めているところ、同通知が改正され、ふぐの種類に変更が生じたため、別表第 19 などを改正します。
（３）日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第２号）による改正後の日本農林規格等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）第 17 条の規定を踏まえ、有機畜産物の定義を、有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号）第３条に規定するものとするため、第７条の表を改正します。
（４）その他、所要の軽微な改正を行います。（第５条第１項の表、第 10 条、第 11 条第１項の表、第 15 条、別表第４、別表第 19 及び別表第 23）

本件に関する問合せ先
（担当）消費者庁食品表示企画課
松永、坊、奥田
TEL：03-3507-9222（直通）